**空調設備保守点検業務仕様書**

1　件　名

　　ともかぜ振興会館空調設備保守点検業務

2　履行場所

　　那覇市金城3丁目5番地3

ともかぜ振興会館

　　※RC造3階建 一部鉄骨造(屋根)　建物面積1,934.41㎡　延べ面積2,842.41㎡

3　期　間

　　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4　業務の内容

　　フロン排出抑制法に基づく空調設備の定期点検、簡易点検及びフィルター清掃並びに換気設備の点検を行う。

　(1)　空調設備

　　①　対象機器　室外機11(内ガス式5)、室内機35(内パッケージエアコン3)、床置き室内機(ガス式)3

　　②　作業頻度　a)定期点検：年1回　フロン排出抑制法に基づく定期点検

　　　　　　　　　b)簡易点検：年4回(1回は定期点検に含む)　フロン排出抑制法に基づく3月に1回の簡易点検

　　　　　　　　　c)フィルター清掃：年2回　(ルームエアコン14台を含む)

　(2)　換気設備

　　①　対象機器　全熱交換器14　他

　　②　作業頻度　点検及び清掃：年1回

　(3)　その他事項

①　本仕様書は、本業務の大要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の付属品等の点検や、業務の性質上、受託者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受託者が実施する。

②　受託者は、本業務を的確に行うために、適正な人員を配置し業務全般の進行管理を行うとともに、総合的な管理の責任をもって自主的、計画的、かつ積極的に行わなければならない。

③　本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受託者は速やかに発注者の担当職員に報告する。

④　受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

⑤　受託者は、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、担当職員に報告するものとする。

⑥　本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うものとする。

⑦　受託者は本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

⑧　受託者は、点検等の業務を実施したときは、その結果についての報告書を発注者に提出するものとする。

⑨　委託料の支払いは、点検等の業務実施後に行うものとし、その内訳は、契約書に定めるものとする。

5　協議等

本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。